



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第17号

目次

訓令 甲

（◎印は、県例規集に登載するもの）

◎佐賀県守衛等服務規程の一部改正

（二六・総務法制課）

○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第十六号

本庁

佐賀県守衛等服務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第十条第一項第三号を次のように改める。

三 庁内において、次に掲げる行為をしようとする者があるときは、これを制止すること。

ア 佐賀県庁舎管理規則（平成十八年佐賀県規則第五十五号）第六条又は第

七条の規定に違反する行為

イ 庁舎内で喫煙する行為

ウ 所定の場所以外に駐車する行為

エ その他庁内の秩序を乱す行為

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

